

「居宅サービス計画書作成依頼（変更）届出書」及び「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」（以下、「居宅届等」という。）の事務について

令和6年6月1日から、運用を現行方法から改正方法のとおり変更します。

<運用の変更>

	現行	改正
居宅届等の提出	ケアマネジャーが介護保険担当に提出	MCSもしくはメールで提出 ※メールアドレスは、kaigojigyousyo@vill.tokai.ibaraki.jp
居宅届等の媒体	紙	データ（PDF や TIFF などの画像データ） ※紙での提出は拒否しないがデータ提出を促す ※電子申請（国のぴったりサービス）については用意しているが、利用者本人がマイナンバーを使って提出するような方式なので利用増は期待できない。
介護保険証の提出	居宅届等に添付して提出	提出不要
介護保険証の交付	窓口で居宅介護支援事業所名を職員が記載し、その場で返却	後日郵送。週1回を目安。
介護申請中の介護保険証の交付	窓口で居宅介護支援事業所名を職員が記載し、その場で返却	認定結果が出た時に居宅介護支援事業所名が印字されたものを送る ※希望があれば窓口で介護保険証に記載も可能。
既存の保険証の扱い	返却していた	破棄を促す（利用者自身が管理）

<参考：介護保険証の発送の判断チャート>

居宅届等が提出された → 認定申請中である → 発送しない・・・ 認定結果が出た時に送付することになります
 → 認定申請中でない → 発送する・・・ 居宅届等の提出後、1週間程度で、被保険者本人もしくは指定の送付先に発送します

<居宅届等の日付について>

国の様式変更に伴い、令和6年6月1日より以下の通り、居宅届等にある日付について以下の通り整理します。

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書	
	区分
被保険者氏名 フリガナ	被保険者番号 個人番号
居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者	
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地 電話番号
居宅介護支援事業所番号	サービス開始（変更）年月日 ①
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等	※変更する場合のみ記入してください。
東海村長 様 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。	
② 住所	
被保険者 氏名 電話番号	
居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。	
③ 氏名	
（注意） 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに東海村へ提出してください。 2 居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず東海村へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を、日、全額自己負担していただくことがあります。	
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者事業所番号

居宅届等内の項目名	考え方	注意点
①サービス開始（変更）年月日	居宅介護支援事業所等のサービスが利用開始になる日で、この日を適用開始として実際に国保連にデータを連携します。 今後、被保険者証にはこの日付を印字します。 ②，③と同日でも構いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・②より未来の日付は可 ・②より過去の日付は可 ・③より未来の日付は可 ・③より過去の日付は可 ・契約書の日付と同日かそれ以降になります。
②届出日	実際に東海村役場に提出する日付になりますが、 ①，③と同日でも構いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・未来の日付は不可 ・過去の日付は可 ・①より未来の日付は可 ・①より過去の日付は可 ・②より未来の日付は可 ・②より過去の日付は不可
③同意日	被保険者が同意した日になりますが、①，②と同日でも構いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・未来の日付は不可 ・過去の日付は可 ・契約書の日付と同日かそれ以降になります。 ・①より未来の日付は可 ・①より過去の日付は可 ・②より未来の日付は不可 ・②より過去の日付は可